

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	建設局下水道部施設管理課（水質管理担当）（06-6615-7525）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	計画変更命令（特定施設等の届出において排水基準に適合しないと認められる場合）
概要	水質汚濁防止法に基づく特定施設の設置又は構造等変更届出があった場合において、排出水の汚染状態が排水基準に適合しないと認められるとき、その届出を受理した日から60日以内に限り、その届出に係る特定施設の構造、使用の方法、汚水等の処理の方法に関する計画の変更又は特定施設の設置に関する計画の廃止を命ずることがあります。
根拠法令等 及び条項	水質汚濁防止法第8条第1項
処分基準	<p>水質汚濁防止法に規定する特定施設の設置又は構造等変更届出があった場合において、排出水の汚染状態が当該特定事業場の排水口においてその排出水に係る排水基準（水質汚濁防止法第3条第1項の排水基準（同条第3項の規定により排水基準を定められた場合にあつては、その排水基準を含む。））に適合しないと認めるとき、又は特定地下浸透水が有害物質を含むものとして環境省令で定める要件に該当すると認めるとき。</p> <p>水質汚濁防止法第3条第1項の排水基準は、「排水基準を定める省令（昭和46年6月21日総理府令第35号）」のとおり。 法令データ提供システム（http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxsearch.cgi）参照</p> <p>第3条第3項の規定により定められた排水基準は、「水質汚濁防止法第三条第三項の規定による排水基準を定める条例（昭和49年3月31日大阪府条例第8号）」のとおり。 大阪府例規集（http://www.pref.osaka.jp/houbun/reiki/reiki_menu.html）参照</p> <p>環境省令で定める要件とは、有害物質の種類ごとに環境大臣が定める方法により、地下浸透水の有害物質による汚染状態を検定した場合、当該有害物質が検出されることをいう。</p>
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000007299.html
備考	